

第 1 章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的と効果

1 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の背景等

(1) 国の動向

国は、高度成長期からの廃棄物の急増やそれに伴う最終処分場の不足等の問題を抱える大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進するため、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）を制定しました。

循環基本法では、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減されるという循環型社会の姿を明示するとともに、循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を基本原則として定めています。

さらに、同法では、廃棄物を排出する国民や事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と、生産者が自分の製品について製造・設計から使用後の処理まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を原則として示しています。

環境省では、平成17年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。

この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、環境省は、市町村が有料化の導入または見直しを実施する際に、参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村の有料化導入に向けた支援を行っています。

さらに、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs（エスディーゼーグズ）」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標を設定し、その目標達成のために「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられました。加えて、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」ことが共通の世界のビジョンとして共有されるなど、環境保全の観点からもごみの減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっています。

(2) 東京都・多摩地域の動向

東京都市長会は、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年に政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして 一家庭ごみの有料化について一」を策定しました。

こちらでは、循環型社会の形成推進に当たって、市民がごみの排出者としての責任を持ち、減量・リサイクルに努力するシステムとして、家庭ごみの有料化を挙げ、平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進めると提言しています。

東京都は、平成28年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、資源ロスの削減に向けた施策として、「家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。

多摩地域の25市1町から搬入される廃棄物の最終処分を行う東京たま広域資源循環組合では、「第5次廃棄物減容(量)化基本計画」において、「ごみ減量に係る各種施策の中でも、ごみ有料化は減量効果が高い施策である」としています。

このような背景から、多摩地域では、26市中、武蔵村山市を除く25市が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。

(3) 武蔵村山市における経過

昭和40年、本市(当時:村山町)は、家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には、収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。

しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、本市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。

本市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」では、「平成34年度(令和4年度)を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」としており、令和2年2月には、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入に向けた市の基本的な考え方及び目的を示した「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しています。

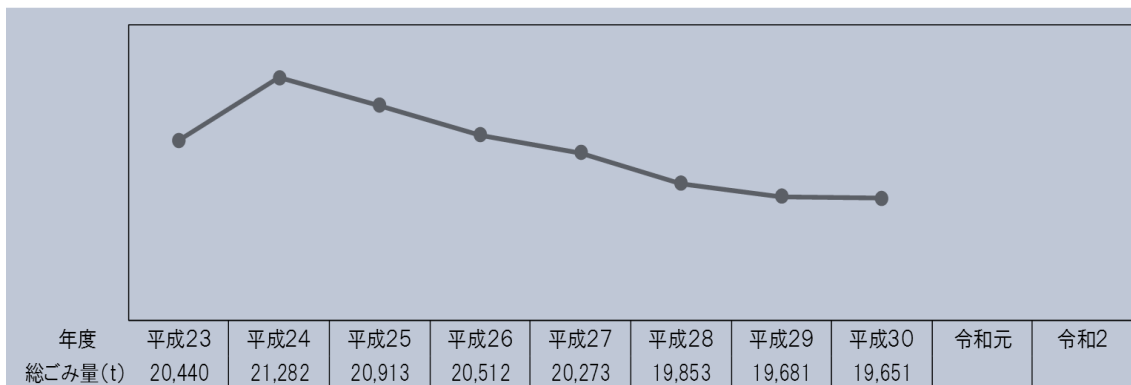
2 武蔵村山市のごみ処理の現状と課題

(1) 武蔵村山市のごみ量

本市におけるごみの量は、市民及び事業者の皆様の協力により、近年、減量傾向にあります。

しかしながら、令和元年度の市民1人1日当たりのごみ量を比較すると、多摩地域26市の中で、〇〇〇〇という状況です。

最も少ない〇〇市と比較すると、1日につき〇〇〇.〇g、多摩地域の平均と比較しても、1日につき〇〇.〇gのごみを武蔵村山市民一人一人が多く捨てているという計算となります。



(出典)公益財団法人東京都市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」より

図 武蔵村山市の総ごみ量の推移(平成23年度以降)

表 多摩地域26市における1人1日当たりのごみ収集量(令和元年度)

自治体名	ごみ収集量 (g/人日)	順位
府 中 市	520.5	1
東 久 留 米 市	525.8	2
立 川 市	526.7	3
西 東 京 市	539.9	4
東 村 山 市	541.0	5
多 摩 市	543.6	6
日 野 市	547.4	7
町 田 市	548.0	8
東 大 和 市	549.1	9
稲 城 市	552.0	10
清 瀬 市	554.2	11
国 分 寺 市	554.3	12
小 金 井 市	561.6	13
国 立 市	565.6	14
狛 江 市	567.8	15
三 鷹 市	570.8	16
昭 島 市	572.5	17
調 布 市	582.4	18
青 梅 市	589.6	19
八 王 子 市	592.1	20
福 生 市	625.3	21
武 蔵 野 市	627.0	22
羽 村 市	638.7	23
武 蔵 村 山 市	653.7	24
小 平 市	662.1	25
あ き る 野 市	760.5	26
平 均	579.7	

(出典)公益財団法人東京都市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 2019(令和元)年度統計」より

上記表の数値は平成30年度のデータであり、
令和元年度統計が明らかとなり次第、差し替えます。

(2) 資源化の推進

令和元年度に行った家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみとして排出されたものの中に、資源としてリサイクルができる雑紙(ざつがみ)などの可燃性資源物が10.3%、軽く水ですすぐなど、少しの手間をかければ資源として回収できるプラスチック類が3.6%含まれるなど、合せて13.9%の資源物が可燃ごみとして排出されていました。

また、不燃ごみとして排出されたごみの中にもフライパンや鍋といった調理用金属類等の不燃性資源物が6.1%含まれるなど、合せて12.3%の資源物が不燃ごみとして排出されていました。

これらは本来、資源として収集すべきものであり、分別の徹底や資源化の推進が課題となっています。

表 可燃ごみ、不燃ごみに含まれていた資源物の割合(令和元年度組成分析調査より)

種別	可燃ごみ中に含まれていた割合 (%)	不燃ごみ中に含まれていた割合 (%)
可燃性資源物 (紙、布など)	10.3	0.2
不燃性資源物 (缶、びん、金属など)	0.0	6.1
プラスチック (ペットボトルなど)	3.6	0.5
拠点回収品目 (小型家電など)	0.0	5.5
合計	13.9	12.3

表 多摩地域26市における資源化率(令和元年度)

自治体名	資源化率(%)	順位
小金井市	53.5	1
調布市	39.4	2
東村山市	39.2	3
国分寺市	38.8	4
立川市	38.7	5
西東京市	37.8	6
三鷹市	36.2	7
武蔵野市	35.3	8
東久留米市	34.0	9
府中市	33.9	10
国立市	33.0	11
狛江市	33.0	12
昭島市	32.8	13
東大和市	32.8	14
清瀬市	32.6	15
小平市	32.4	16
羽村市	32.2	17
武蔵村山市	32.1	18
日野市	31.7	19
福生市	30.9	20
八王子市	30.7	21
青梅市	28.3	22
多摩市	28.2	23
あきる野市	27.5	24
稲城市	25.4	25
町田市	25.0	26
平均	33.7	

(出典)公益財団法人東京都市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 2019(令和元)年度統計」より

上記表の数値は平成30年度のデータであり、
令和元年度統計が明らかとなり次第、差し替えます。

(3) 適正処理の推進

令和元年度に行った市民アンケート調査によると、約35%の方が、普段利用している集積所について「特に問題がない」と感じています。その一方で、約30%の方が「分別ルールを守らない人がいる」と感じています。

ごみ・資源の分別の徹底、出す日や時間といったルールを守るなど、ごみを出す人が自分の出すごみに責任を持ち、取り組む必要があります。

また、収集頻度については、現在、容器包装プラスチック・ペットボトルは、月3回、収集を行っています。4週に1回が不燃ごみの収集日となることから、毎週収集して欲しいとの意見が多く寄せられています。収集品目や収集頻度について、市民の利便性や費用を踏まえ検討する必要があります。

表 武蔵村山市の収集頻度(令和2年4月1日現在)

収集品目		収集頻度
可燃ごみ(燃やせるごみ)		週2回
不燃ごみ(燃やせないごみ)		4週に1回
不燃性資源物	ライター・びん・有害物	4週に2回
	かん・金属	4週に2回
	容器包装プラスチック・ペットボトル	4週に3回
	かばん・ベルト	週1回
可燃性資源物	古紙・布・剪定枝・ぬいぐるみ	週1回

(4) 中間処理・最終処分に関する課題

本市から排出されるごみ(可燃・不燃・粗大)の中間処理は、東大和市、小平市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っています。

小平・村山・大和衛生組合では、現在、施設の老朽化に伴う更新を進めていますが、施設の建設に伴い、ごみの焼却処理が一部困難な状況となっていることから、近隣の処理施設の支援を受け、処理を行っている状況です。(令和3年度から支援を予定)

また、(仮称)新ごみ焼却施設については、施設の周辺地域や環境に配慮するため、これまでの処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)を予定しています。

支援先の住民の理解を得るためにも、また、施設更新後の処理能力に対応するためにも、更なるごみの減量が必要となっています。

さらに、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った焼却灰は、東京たま広域資源循環組合(日の出町)に搬入しています。なお、不燃残さについては、平成30年度から埋め立てを行わず、民間委託により再資源化を図っています。

本市の搬入量は、「廃棄物減容(量)化基本計画」で定められた搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられている状況です。ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量する必要があります。

3 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の目的

(1) 基本的な考え方

本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の基本理念の下、様々な施策に取り組んでいますが、この間も地球温暖化などの世界規模の環境問題が深刻化しています。国内においてもごみの減量・発生抑制や再使用の必要性が高まるとともに、排出者責任及び拡大生産者責任を踏まえた取組が求められるなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢は変化を続けています。

これは本市においても例外ではなく、加えて本市では、最終処分場への搬入量の減容及び中間処理施設の更新に向け、更なるごみの減量を推進していく必要があります。

家庭ごみの有料化は、国や東京都などが推進を図るべき施策として位置付けており、既に導入している自治体での減量効果も認められることから、他の減量施策と並行し、更なるごみ減量に対する有効な施策の一つとして本市も実施し、循環型社会の形成を推進します。

また、家庭ごみ有料化の導入に当たっては、ごみ出しのルールを守るなど、市民一人一人がごみの排出者として、より一層の意識の向上が必要です。ごみの減量や資源化に対する意識を向上し、排出者責任を明確にするためにも、家庭ごみ有料化の導入と併せて戸別収集を実施することとします。

なお、戸別収集の実施に当たっては、集合住宅への対応についても併せて検討することとします。

(2) 導入の目的

次に掲げる4つの目的の下、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を推進します。

① 良好な環境の次世代への継承

高度成長期の発展は、わたしたちに便利で快適な暮らしを与える一方、限りある資源の大量消費や過剰な採取による自然破壊、温室効果ガスの排出による地球温暖化など、様々な環境問題を引き起こし、今や国際的にも大きな課題となっています。良好な環境を次世代に引き継ぎ、将来の負担を軽減するためにも、子どもから高齢者まで、ごみを出す一人一人がより一層意識を高め、環境に負荷を与えないライフスタイルの実現に取り組むことが求められます。

② ごみの減量及び資源化の推進

家庭ごみの有料化及び戸別収集がきっかけとなり、市民のごみに関する意識が高まることで、生ごみの減量やマイバックの利用など、3つのR（リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））が推進されるとともに、可燃ごみや不燃ごみに混ざっている資源物が正しく分別されるなど、リサイクル（資源化）のより一層の推進が期待できます。

③ 排出量に応じた負担の公平性の確保

現在の制度は、すべて税金でごみ処理に関する経費を負担しています。このため、ごみの減量や分別の努力をしても、その努力が報われない状況です。家庭ごみの有料化により、排出量に応じた負担となり、ごみの減量や分別に対する努力が報われるなど、公平性が確保されます。

④ **ごみに対する意識の向上**

ごみの集積所は、基本的に利用する住民の方々が管理していますが、「分別がされていないごみが捨てられる」、「集積所の利用者ではない人がごみを捨てている」など、ごみ排出のルールが守られていないことにより、集積所の利用者や周辺の方への迷惑が生じる問題が起きています。そこで、ごみ収集を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者責任を明確にすることにより、各自がごみの減量や資源化を意識し、今まで以上に自らが排出するごみに責任を持つことができると考えます。

4 家庭ごみ有料化の実施状況と効果

(1) 導入状況

全国では、半数を超える64.0%の自治体が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。なお、多摩地域の26市では、本市を除く25市が家庭ごみの有料化を実施しています。

表 全国及び東京都内自治体の家庭ごみ有料化実施状況(令和2年4月現在)

	全国			東京都		
	自治体数	有料化済	実施率(%)	自治体数	有料化済	実施率(%)
市区	815	475	58.3	49 (26)	25 (25)	51.2 (96.2)
町	743	519	69.9	5	4	80.0
村	183	120	65.6	8	0	0.0
合計	1741	1114	64.0	62	29	46.8

※ 東京都「市区」の括弧内は、多摩地域26市の状況

(出典)山谷修作氏「全国区市町村の有料化実施状況(2020年4月現在)」を基に加工

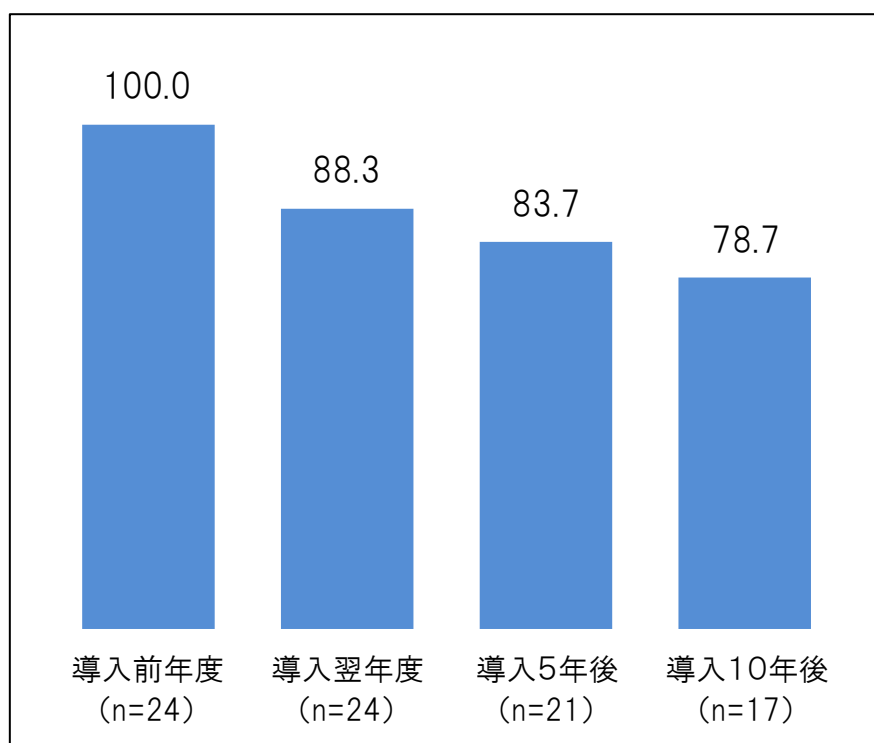
表 多摩地域26市の家庭ごみ有料化実施時期

有料化実施時期	自治体名
平成10年	青梅市(10月)
平成12年	日野市(10月)
平成13年	清瀬市(6月)
平成14年	昭島市、福生市(4月)、東村山市、羽村市(10月)
平成16年	調布市(4月)、八王子市、武蔵野市、稲城市、あきる野市(10月)
平成17年	小金井市(8月)、町田市、狛江市(10月)
平成20年	西東京市(1月)、多摩市(4月)
平成21年	三鷹市(10月)
平成22年	府中市(2月)
平成25年	国分寺市(6月)、立川市(11月)
平成26年	東大和市(10月)
平成29年	国立市(9月)、東久留米市(10月)
平成31年	小平市(4月)
未実施	武蔵村山市

(2) ごみ減量効果

平成12年以降に家庭ごみ有料化の導入を行った全国155自治体の導入前年度及び導入翌年度の家庭ごみ排出量を比較すると、約12%のごみ減量効果が得られています。

また、導入後1年以上が経過している多摩地域の24市においても、家庭ごみ有料化の導入により、約12%のごみ減量効果が得られ、導入5年後及び導入10年後もごみ減量効果が持続しています。



(出典)公益財団法人東京都市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」各年度データを元に加工

図 多摩地域家庭ごみ有料化導入市のごみ減量効果
(導入前年度を100としたときの割合)

第2章 武蔵村山市が実施する家庭ごみ有料化及び戸別収集のあり方

1 家庭ごみ有料化の方法

(1) 実施時期

家庭ごみの有料化は、令和4年〇月〇日から実施します。

(2) 有料化の対象品目

ア 有料化の対象とする家庭ごみ

市が収集する家庭ごみのうち、新たに有料化の対象とする品目は、「可燃ごみ(燃やせるごみ)」、「不燃ごみ(燃やせないごみ)」及び「容器包装プラスチック」とします。

表 有料化の対象とする品目とその理由

有料化の対象とする品目	理由
可燃ごみ(燃やせるごみ)	焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため
不燃ごみ(燃やせないごみ)	
容器包装プラスチック	更なる分別排出、簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため

イ 有料化の対象から除外する家庭ごみ

新たに有料化の対象とする家庭ごみの一方で、適正な分別により資源化の推進が見込まれる等の理由により、以下の品目については、引き続き無償での収集を継続します。

表 有料化の対象から除く品目とその理由

有料化の対象から除く品目※	理由
ペットボトル	適正分別により資源化の推進が見込まれるため
かん	
びん	
有害物	
金属	
古紙類	
布類	
剪定枝	みどりの保全、緑化の推進を図るため
落ち葉	
紙おむつ	子育て世帯、要介護者等のいる世帯への配慮のため
地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため

※ 対象外の品目であっても、粗大ごみに該当する場合は、有料で収集します。

(3) 手数料負担の仕組み

ア 手数料の料金体系

環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金体系として、いくつかの方法が挙げられていますが、その中でも制度がわかりやすく、既に有料化を実施している90%以上の自治体が採用している、「排出量単純比例型（排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」の方式を本市においても採用することとします。

表 手数料の料金体系

	料金体系図	料金体系の仕組み	利点および欠点	
排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。	利点	○ 制度がわかりやすい。 ○ 制度の運用に係るコストが安価である。
			欠点	○ 料金水準が低いと排出抑制につながらない可能性がある。
排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。	利点	○ 特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。
			欠点	○ 排出者毎の量を把握する必要があり、運用費用が増す。
一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。	利点	○ 一定量までの排出抑制が期待できる。
			欠点	○ 一定量以下に抑制する意欲が働きにくい。 ○ 排出者毎の量を把握する必要があり、運用費用が増す。
負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。	利点	○ 一定量までの排出抑制が期待できる。 ○ 排出者への還元による排出抑制への意欲期待できる。
			欠点	○ 排出者毎の量を把握する必要があり、運用費用が増す。
定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量に関わらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の排出量を負担する方式。	利点	○ 一定量までの排出抑制が期待できる。 ○ 一定額の安定した手数料を徴収できる。
			欠点	○ 一定量以下に抑制する意欲が働きにくい。 ○ 排出者毎の量を把握する必要があり、運用費用が増す。

(出典)環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月)より一部加工

イ 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法として、指定収集袋（指定ごみ袋）の販売が一般的な方法となっており、既に有料化を実施している多摩地域25市においても、指定収集袋の販売による手数料の徴収が採用されています。指定収集袋の利用は、ごみの減量効果を実感しやすく、負担の公平性を確保しやすいという利点も考えられることから、本市においても「指定収集袋制」とします。

なお、指定収集袋の大きさについては、家族構成により排出量が異なり、また、各家庭でのごみの減量の工夫により、より小さな袋に移行しやすくするため、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類を作成することとします。

ウ 手数料の支払方法

手数料の支払いは、市が指定する取扱店において、指定収集袋を購入することで、手数料を支払う方法とします。

指定収集袋の取扱店は、現在、粗大ごみの廃棄物処理券を取り扱っている店舗のほか、市内の小売店、スーパーマーケット及びコンビニエンスストアなどにも広く取り扱いを依頼し、市民の皆様の利便性に考慮していきます。

(4) 手数料の設定

環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金水準の設定に当たり、「一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮する」こととしています。

ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果

平成12年度以降に有料化を単純従量制（排出量単純比例型）で導入した130市において手数料別の減量効果を比較すると、手数料が高いほど、減量効果が大きいという結果が得られています。

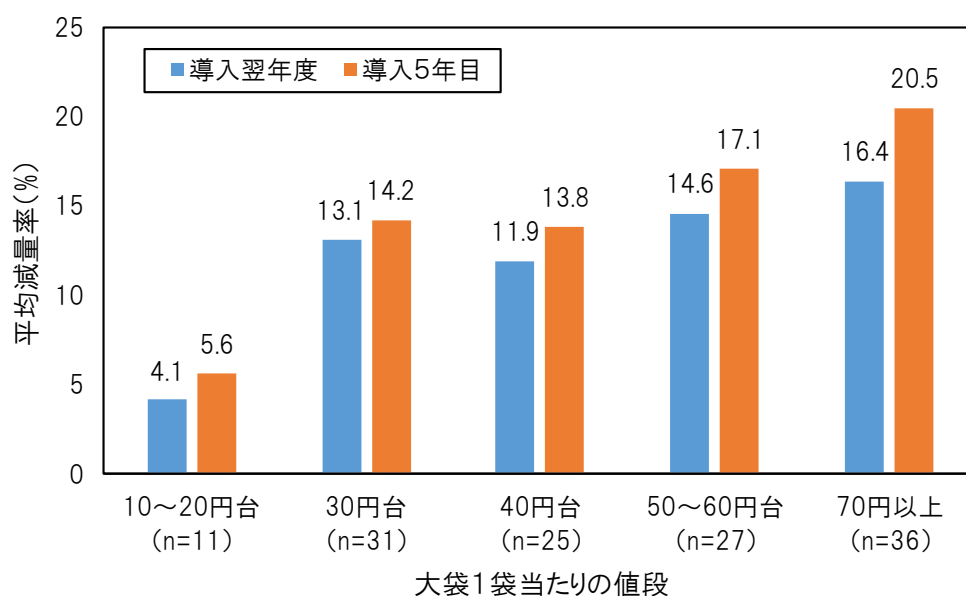
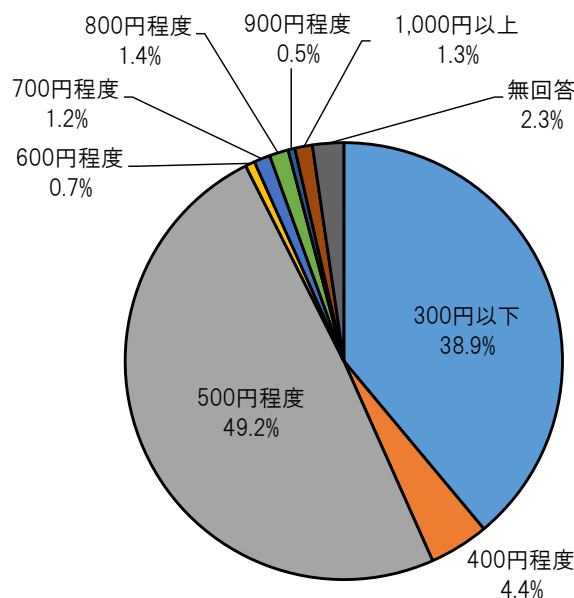


図 手数料水準と家庭ごみ排出量の減量効果

イ 市民の受容性の考慮

令和元年度に実施した市民アンケートの結果では、家庭ごみを有料化した場合の各世帯での妥当負担額（月間）について、「500円程度」が49.2%と最も高く、次いで「300円以下」（38.9%）、「400円程度」（4.4%）の順となっています。



注) 端数処理の関係により合計で100%にはなりません。

図 家庭ごみを有料化した場合の各世帯での妥当負担額(月間)
(令和元年度市民アンケート調査より)

ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

平成20年度以降に多摩地域において家庭ごみ有料化を実施した9市の手数料額は、可燃ごみ及び不燃ごみについては、1リットル当たり2円が最も多くなっています。また、容器包装プラスチックについては、有料としている市が多く、中でも1リットル当たり1円が最も多くなっています。

表 家庭ごみ有料化を実施した多摩地域9市の手数料額(平成20年度以降)

自治体名	有料化実施年月日	指定収集袋1枚当たりの値段							
		可燃ごみ・不燃ごみ				容器包装プラスチック			
		5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ
多摩市	平成20年4月1日	7円	15円	30円	60円	／	／	10円	／
三鷹市	平成21年10月1日	9円	18円	37円	75円	無料			
府中市	平成22年2月2日	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
国分寺市	平成25年6月1日	10円	20円	40円	80円	無料			
立川市	平成25年11月1日	10円	20円	40円	80円	無料			
東大和市	平成26年10月1日	10円	20円	40円	80円	10円	20円	40円	80円
国立市	平成29年9月1日	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
東久留米市	平成29年10月1日	10円	20円	40円	80円	／	10円	20円	40円
小平市	平成31年4月1日	10円	20円	40円	80円	／	10円	20円	40円

エ 武蔵村山市における手数料

これまでの「ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果」、「イ 市民の受容性の考慮」及び「ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮」を踏まえ、本市における手数料は、可燃ごみ(燃やせるごみ)及び不燃ごみ(燃やせないごみ)は、1リットル当たり2円とし、容器包装プラスチックは、1リットル当たり1円とします。

表 武蔵村山市における廃棄物処理手数料

品目	手数料
可燃ごみ(燃やせるごみ)	2円/ℓ
不燃ごみ(燃やせないごみ)	
容器包装プラスチック	1円/ℓ

なお、上記の手数料を用いて有料化導入後に見込まれるごみの排出量から1世帯当たりの平均負担額(月間)を試算したところ、447円という結果となりました。この金額は、500円程度という多くの市民が受容できる金額と考えられます。

表 1世帯当たりの平均負担額(月間)の試算結果

	可燃ごみ (燃やせるごみ)	不燃ごみ (燃やせないごみ)	容器包装 プラスチック	合計
1世帯当たりのごみ排出量(年間)	311.4kg	23.6kg	22.4kg	357.4kg
かさ比重	0.144kg/ℓ	0.101kg/ℓ	0.038kg/ℓ	—
1世帯当たりのごみ排出容量(年間)	2162ℓ	234ℓ	585ℓ	2981ℓ
1世帯当たりのごみ排出容量(月間)	180ℓ	19ℓ	49ℓ	248ℓ
手数料	2円/ℓ	2円/ℓ	1円/ℓ	—
1世帯当たりの負担金額(月間)	360円	38円	49円	447円

※ かさ比重…単位容量当たりの重さであり、「家庭ごみ組成分析調査」(令和元年度)の結果より算定

※ 世帯人数は、令和2年4月1日時点の平均世帯人数(2.26人/世帯)で算定

オ 武蔵村山市の指定収集袋の仕様

指定収集袋については、以下の11種類を作成します。

表 指定収集袋の種類と1枚当たりの値段

種類	色	単価	容量	1枚当たりの値段
可燃ごみ(燃やせるごみ)用	緑	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
不燃ごみ(燃やせないごみ)用	オレンジ	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
容器包装プラスチック用	ピンク	1円/ℓ	10ℓ	10円
			20ℓ	20円
			40ℓ	40円

(5) 減免措置

家庭ごみ有料化は、新たな経済的負担を伴うため、社会的配慮が必要な世帯に対して、経済的負担の軽減を考慮し、手数料を減免します。

手数料の減免については、天災その他特別の理由があると認めるときに行うほか、福祉の観点から市が設定する基準に該当する世帯に対し適用します。ただし、減免は、ごみの減量化や費用負担の公平性の確保という家庭ごみ有料化の目的を考慮し、本来負担すべき費用のすべてを免除するのではなく、市が設定する交付枚数を限度として指定収集袋を交付する方法により手数料の一部を免除することとし、減免措置の対象者にも一定のごみ減量の努力を促す仕組みとします。

表 減免措置

対象世帯	指定収集袋の 交付枚数(年間)

(6) 手数料収入の使い道

家庭ごみ有料化に伴う手数料収入は、特定財源として活用し、ごみの収集運搬費用の一部に充てるほか、ごみの減量・資源化の推進に係る施策等の財源とします。

表 家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行による主な収入と支出の見込み額(概算)

◆ 主な収入	
指定収集袋の売上(手数料)	万円
◆ 主な支出	
指定収集袋の作成・管理等	万円
ごみ・資源の収集運搬(増加分)	万円